

「遼寧省賃金支払規定」

2006年9月2日 公布

日本貿易振興機構（ジェトロ）大連事務所 編

※ 本資料のご利用にあたって

本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承ください。

遼寧省人民政府令

第 196 号

「遼寧省賃金支払規定」は、既に 2006 年 8 月 25 日に遼寧省第 10 期人民政府第 62 回常務会議による審議採択を経た。ここに公布し、2006 年 10 月 1 日から施行する。

省 長 張文岳

2006 年 9 月 2 日

遼寧省賃金支払規定

第 1 条 労働者が労働報酬を取得する権利を保護し、雇用単位の賃金支払行為を規範化し、調和のとれた労働関係を維持保護するため、「中華人民共和国労働法」並びに関係する法律及び法規に基づき、当省の実際を考慮し、本規定を制定する。

第 2 条 当省の行政区域内の各種企業、個人経済組織及び民営非企業単位（以下「雇用単位」と総称する。）並びにこれらと労働関係を確立した労働者に、本規定を適用する。

国家機関、事業単位、社会团体及びこれらと労働関係を形成した労働者は、本規定により執行する。

第 3 条 省、市、県（県級の市及び区を含む。以下同じ。）の労働及び社会保障行政部門は、本行政区域の雇用単位の賃金支払管理業務に責任を負う。

建設、財政、税務、人事、工商行政管理及び経済綜合管理等の関係する行政部門は、各自の職責に従い、賃金支払管理に関係する業務を適切にする。

第 4 条 労働組合組織は、法により雇用単位の賃金支払いについて監督をし、雇用単位の賃金支払いに係る違法行為については是正をし、又は政府及びその関係部門に対し建議を提出する権利を有し、かつ、労働者が法により労働報酬を取得する権利を維持保護するために支持及び援助を提供する。

第 5 条 いかなる組織及び個人も、雇用単位の賃金支払に係る違法行為を通報する権利を有する。

政府は、報道媒体が雇用単位の賃金支払行為に対して世論の監督を実施することを奨励し、支持する。

第 6 条 省、市の労働及び社会保障等の関係する部門は、当該行政区域の経済社会発展水準及び労働力供給状況等の要素に基づき、賃金水準に係るマクロ調整コントロール政策を定期的に制定し、発布しなければならない。

遼寧省賃金支払規定

第7条 雇用単位は、当該地政府の賃金水準に関するマクロ調整コントロール政策に基づき、労働力の市場価格及び当該単位の経済効果を考慮して、労働組合組織又は労働者との集団協議を経て、当該単位の賃金水準を確定しなければならない。

第8条 雇用単位は、当該単位の経済効果の増加状況、当該地政府が発布した賃金指導ライン、賃金指導価格並びに当該地区及び業種の労働者の平均賃金水準に基づき、徐々に労働者の賃金水準を引き上げなければならない。

第9条 雇用単位は、法により当該単位の賃金支払制度を制定し、かつ、当該単位の労働者全体に対し公布しなければならない。

賃金支払制度には、主として次に掲げる事項が含まれる。

- (1) 賃金支払いの項目、標準及び形式
- (2) 賃金支払いの周期及び期日
- (3) 時間外労働賃金の計算基数
- (4) 賃金控除に係る事項
- (5) 特段の状況における賃金支払い
- (7) 賃金支払いに関するその他の事項

第10条 雇用単位と労働者は、労働契約において賃金標準を約定しなければならない。賃金標準は、労働者の所在する職位又は従事する業務に基づき確定する。

第11条 雇用単位は、労働及び社会保障行政部門が審査・承認した「賃金総額使用手帳」を証憑として、当該単位が開設した銀行の基本預金口座において賃金性現金を引き出さなければならない。

第12条 雇用単位は、法定貨幣をもって賃金を支払わなければならないが、現物及び有価証券等の代替貨幣をもって支払ってはならない。

雇用単位は、約定した期日に従い労働者の賃金を支払わなければならない。法定休暇日又は休日にあたる場合には、事前に直近の業務日に支払わなければならない。

第13条 雇用単位は、労働者使用の日から労働者の賃金を計算しなければならない。

第14条 雇用単位は、時間、日、週及び月を周期として賃金を支払うことができる。一定の業務任務の完了により賃金を計算・支給する場合には、業務任務の完了した当日に労働者に賃金を支払わなければならない。

雇用単位は、労働者に対し毎月少なくとも1回賃金を支払わなければならない。

第15条 雇用単位は、労働者に支払う賃金の金額、期日及び受領者の氏名を必ず書面により記録し、かつ、2年以上保存し審査に備えなければならないが、労働者は、本人の賃金支払状況を照会し、及び照合する権利を有する。

雇用単位は、賃金を労働者本人に直接支払うことができ、また、銀行に委託して賃金を代理支払いさせることもできる。

雇用単位は、労働者に対し本人の賃金明細1通を提供しなければならないが、賃金明細は、必ず実際に支払う賃金と一致しなければならない。

遼寧省賃金支払規定

第 16 条 雇用単位は、労働者本人に対し直接賃金を支払う場合には、署名による受領手続をしなければならない。労働者本人は、故あって賃金を受領することができない場合には、親族又は他人に委託して代理受領させることができる。

雇用単位は、銀行に委託して賃金を代理支払いさせる場合には、約定した期日において労働者の賃金を満額により当該本人の口座に預け入れなければならない。受託銀行は、賃金の支払いにおいて労働者が期限どおりに賃金を受領することができず、又は賃金額の差額等の問題が発生した場合には、雇用単位が受託銀行との調整・解決に責任を負う。

第 17 条 年俸制を実行し、又は考査周期に従い賃金を計算して支払う場合には、雇用単位は、毎月当該地の最低賃金標準を下回らない割合で労働者に賃金を前払いしなければならない。年末又は考査周期満了の際に精算する。

第 18 条 労働者が雇用単位と労働関係を形成した後に、試用又は実習期間において正常な労働を提供した場合には、雇用単位の支払う賃金は、当該地の最低賃金標準を下回ってはならない。

第 19 条 雇用単位は、随意に労働者の賃金を控除してはならない。

法律及び法規に労働者の賃金を代理控除することができる事項が規定されている場合を除き、雇用単位が労働者の賃金を控除する場合には、集団契約及び労働契約の約定又は当該単位が法により制定した規則制度の規定に適合しなければならない。毎月控除する部分は労働者の当該月賃金の 20%を超えてはならず、控除後の残額は当該地の最低賃金標準を下回ってはならない。

第 20 条 雇用単位と労働者の双方が法により労働契約を終了し、又は解除する場合には、雇用単位は、労働者の賃金を一括して支払わなければならない。

第 21 条 不定時労働制度を実行する場合を除き、雇用単位は、労働者に法定標準労働時間以外に業務を手配する場合には、次に掲げる標準に従い労働者に対し時間外労働賃金を支払わなければならない。

(1) 労働時間を延長する場合には、労働者本人の 1 時間当たりの賃金基数の 150%を下回らない割合により支払う。

(2) 休息日に同等時間の振替休暇を手配することができない場合には、労働者本人の 1 日当たりの賃金基数又は 1 時間当たりの賃金基数の 200%を下回らない割合により支払う。

(3) 法定休暇日に業務をする場合には、労働者本人の 1 日当たりの賃金基数又は 1 時間当たりの賃金基数の 300%を下回らない割合により支払う。

第 22 条 時間外労働賃金の 1 日当たり又は 1 時間当たりの賃金基数及び休暇期間の賃金を計算する場合には、労働契約に約定した労働者本人の賃金標準に従い確定しなければならない。労働契約に約定していない場合には、集団契約に約定した時間外労働賃金基数及び休暇期間賃金標準に従い確定する。労働契約及び集団契約にいずれも約定していない場合には、労働者本人の正常な労働に従い取得すべき賃金を確定する。

遼寧省賃金支払規定

前項の規定により確定した時間外労働賃金基数及び休暇賃金は、当該地の最低賃金標準を下回ってはならない。

第23条 出来高賃金制を実行する雇用単位は、科学的かつ合理的に労働ノルマ及び出来高単価を確定し、かつ、公布しなければならない。労働者は、出来高ノルマの任務を完了した後に、雇用単位が時間外労働を手配する場合には、それぞれ出来高単価の150%、200%、300%に従い時間外労働賃金を支払わなければならない。

第24条 労働時間総合計算労働制を実行する雇用単位は、労働時間総合計算周期内において、労働者の実際の労働時間に従いその賃金を計算しなければならない。労働者の実際の労働時間の総和が法定の労働時間を越えた部分については、労働時間の延長とみなし、本規定に従い時間外労働賃金を支払わなければならない。

第25条 非全日制労働時間を実行する雇用単位は、時間賃金制を実行しなければならない。1時間当たりの賃金は、雇用単位が労働者と協議して確定する。ただし、当該地の非全日制就業労働者の1時間当たりの最低賃金標準を下回ってはならない。

第26条 労働者が法により年次有給休暇、親族訪問休暇、結婚休暇及び葬儀休暇等の休暇を享受する期間において、雇用単位は、賃金を支払わなければならない。

労働婦人デー及び青年デー等の一部の公民の祝日期间に、雇用単位が労働者に休息を手配し、又は祝日の活動への参加を手配する場合には、当該雇用単位が労働者の正常な労働を提供したものとみなし賃金を支払わなければならない。労働者が通常どおり業務をした場合には、時間外労働賃金を支払わない。

第27条 労働者の私事休暇期間において、雇用単位は、その賃金を支払わなくてもよい。

第28条 労働者が病を患い、又は業務外の原因により負傷し労働を停止した場合において、所定の医療期間内にあるときは、雇用単位は、労働契約又は集団契約の約定に基づき病気休暇賃金を支払わなければならない。ただし、当該地の最低賃金標準の80%を下回ってはならない。

第29条 労働者は、労災に起因し、又は職業病を患い業務を停止した場合、業務停止給与保留期間の賃金支払については、国务院の「労働災害保険条例」の規定により執行する。

第30条 労働者の出産又は計画出産手術による休暇期間については、その賃金待遇は、「遼寧省人口及び計画出産条例」の規定により執行する。

第31条 労働者が法定の労働時間内に法により次に掲げる社会活動に参加する期間については、雇用単位は、労働者が正常な労働を提供したものとみなし賃金を支払わなければならない。

- (1) 法により選挙権及び被選挙権を行使する活動
- (2) 人民代表大会の代表が職務を履行する活動
- (3) 当該単位の労働者代表の身分で当該単位の集団協議活動に参加すること。
- (4) 労働組合基層委員会が法により労働組合活動を展開すること。

遼寧省賃金支払規定

- (5) 人民法院が出廷して証言する旨を通知したとき。
- (6) 義務献血、民兵組織訓練又は予備役訓練への参加
- (7) 憲法又は法律の定める公民が履行すべき義務であるその他の活動

第 32 条 労働者は、単位の認可を経て職務離脱又は職務半離脱学習、研修、養成・訓練に参加する場合には、その賃金待遇は、雇用単位が労働者と協議して確定する。

第 33 条 労働者は、人民法院により管制若しくは拘役、有期懲役の執行猶予適用を判決され、又は仮釈放され、監獄外執行され、又は立保証された場合において、この期間において雇用単位が労働者と労働契約を解除しておらず、労働者が継続して原単位において正常に労働しているときは、雇用単位は、労働契約の約定又は当該単位が法により制定した規則制度に従い執行しなければならない。

労働者が法により拘役以上の刑罰に処せられ、又は法により人身の自由を制限する強制措置を講じられ、人身の自由を制限する行政処罰を受けた場合には、雇用単位は、当該労働者に対し人身の自由を制限された期間の賃金を支払わない。

第 34 条 雇用単位は、生産経営が困難であることにより、暫定的に期限どおりに賃金を支払うすべのない場合には、労働組合組織又は労働者代表との協議の一致を経て、協議した期日に従い賃金を支払うことができ、制度改正を実施した雇用単位以外は、賃金支払いの延期は 30 日を超えてはならない。30 日を超える場合には、当該地の労働及び社会保障行政部門に届け出て記録にとどめなければならない。

制度改正を実施した雇用単位について、制度改正前に労働者の賃金を遅延している場合には、制度改正方案において遅延した賃金の支払時期及び金額を明確にしなければならない。

第 35 条 雇用単位の業務停止及び営業停止が 1 つの賃金支払周期内である場合には、契約に約定した標準に従い労働者に賃金を支払わなければならないが、1 つの賃金支払周期を超える場合には、労働者が提供した労働に基づき、双方が新たに約定した標準に従い労働者に賃金を支払うことができる。労働者が正常な労働を提供した場合には、支払う賃金は、当該地の最低賃金標準を下回ってはならない。

第 36 条 雇用単位は、労働関係の解除に係る決定が労働紛争仲裁委員会又は人民法院によって法により取消しを裁決され、又は無効を判決された場合には、労働者が違法に労働関係を解除された期間における賃金を支払わなければならないが、その賃金標準は、当該市の同期の在職従業員の平均賃金とする。労働者本人の賃金が当該市の同期の在職従業員の平均賃金を上回る場合には、労働者本人の前 12 か月における平均の正規労働時間の賃金に従い計算する。

第 37 条 雇用単位が破産し、終了し、又は解散した場合には、法による清算を経た後の財産は、関係規定に従い、優先的に未払いの労働者の賃金及び社会保険料の支払いに用いる。

遼寧省賃金支払規定

第 38 条 雇用単位に次に掲げる事由の 1 つがある場合には、労働者は、労働及び社会保障行政部門に対し苦情申立て及び通報をする権利を有する。

- (1) 労働契約又は集団契約の約定どおりに賃金を支払わないとき。
- (2) 当該地の最低賃金標準を下回って賃金を支払うとき。
- (3) 賃金を控除し、又は理由なくして支払いを遅延するとき。
- (4) 現物及び有価証券等を貨幣に代替して賃金を支払うとき。
- (5) 本規定に違反するその他の事由

第 39 条 労働及び社会保障行政部門は、社会に対し苦情申立て及び通報電話を公布し、苦情申立て及び通報処理制度並びに事件調査処理監督制度を完全化しなければならない。

第 40 条 労働及び社会保障行政部門は、労働者の賃金を理由なくして遅延し、又は控除する行為の是正を拒絶する雇用単位について、記録して保存し、かつ、企業信用評価システムに組み入れ、遅滞なくその不良な労働者使用に係る信用記録の公告を社会に発布しなければならない。同時に税務、税関、銀行及び工商管理、入札・入札募集等の関係する単位に通報しなければならない。労働者使用に係る信用不良記録を公告された雇用単位については、政府及び関係部門は、当該雇用単位及びその法定代表者又は責任者にいかなる荣誉称号も授与してはならない。

第 41 条 都市で労働する農村労働者が集中する雇用単位は、労働及び社会保障行政部門の書面通知に基づき、定期的に当該部門に対し労働者使用及び賃金支払状況を報告しなければならない。

第 42 条 労働者の賃金を理由なくして支払遅延する行為が発生したことがある雇用単位については、賃金保証金制度を実行する。

労働者の賃金を理由なくして支払遅延する行為が発生したことがある建築施工企業は、建設工事が着工する前に、必ず工事契約代金の一定の比率に従い、定められた日に銀行の専用口座に賃金保証金を預け入れなければならない。

工事代金を支払遅延する行為が発生したことがある建築開発企業は、新しいプロジェクトを開発する前に担保を提供しなければならない。

賃金保証金及び工事担保制度の具体的な実施弁法については、省の労働及び社会保障行政部門、省の建設行政部門等の関係部門が制定し、省の政府に報告し承認を経た後に施行する。

第 43 条 労働及び社会保障行政部門は、賃金を理由なくして支払遅延し、又は賃金を控除する事件を調査・処理する際に、雇用単位及び労働者が賃金金額について挙証することができない場合には、当該雇用単位と同職位の労働者の平均賃金又は当該市の在職従業員の平均賃金水準を参照して、労働者に有利な原則に従い賃金金額を認定することができる。

第 44 条 労働者と雇用単位との間で、賃金の支払いに起因して紛争が発生した場合には、当該単位の労働紛争調停委員会に対し調停を申し立てることができ、当事者の一方が

遼寧省賃金支払規定

労働紛争仲裁委員会に仲裁を申し立てることもできる。仲裁裁決に不服がある場合には、法により人民法院に訴訟を提起することができる。

第45条 雇用単位に次に掲げる事由の1つがある場合には、労働及び社会保障行政部門が期間を限り是正するよう命じる。期限を徒過して是正しない場合には、500元以上1000元以下の罰金を科する。

- (1) 賃金支払制度を制定せず、又は賃金制度を労働者に公布しないとき。
- (2) 労働者本人に賃金支払明細を提供しないとき。
- (3) 「賃金総額使用手帳」を使用せずに賃金を引き出したとき。
- (4) 規定どおりに賃金支払証憑を保存しないとき。

第46条 雇用単位は、賃金を控除し、若しくは理由なくして支払遅延し、又は労働者に支払う賃金が当該地の最低賃金標準を下回る場合には、労働及び社会保障行政部門が期間を限り満額にて労働者に賃金を支払うよう命じる。期間を徒過して支払わない場合には、雇用単位に支払うべき金額の50%以上1倍以下の標準に従い計算し、労働者に対し賠償金を加算して支払うよう命じる。

第47条 雇用単位は、規定どおりに賃金保証金を納付しない場合には、労働及び社会保障行政部門が1000元の罰金を科する。労働及び社会保障、建設等の関係する行政部門は、法により行政措置を講じ、又は人民法院に強制執行を申し立てることができる。

第48条 雇用単位は、労働及び社会保障行政部門の監督検査に抵抗し、これを妨害し、又はその要求どおりに書面資料を報告・送付せず、賃金支払いの事実を隠蔽し、偽りの証書を発行し、又は証拠を隠匿し、若しくは廃棄した場合には、労働及び社会保障行政部門が國務院の「労働保障監察条例」の関係規定により処罰する。

第49条 雇用単位が理由なくして賃金を支払遅延し、労働者のその賃金の求償を困難にさせたことにより公共秩序に重大に影響する事件を引き起こした場合には、公安機関が雇用単位の法定代表者又は責任者に対し法により治安管理処罰を与える。犯罪を構成する場合には、法により刑事責任を追及する。

第50条 労働者又は雇用単位は、労働及び社会保障行政部門のなした行政処理決定又は行政処罰決定に不服がある場合には、法により行政再議を申し立て、又は訴訟を提起することができる。雇用単位は、期間を徒過して再議を申し立てず、訴訟も提起せず、さらに処理決定又は処罰決定を履行しない場合には、労働及び社会保障行政部門が人民法院に強制執行を申し立てる。

第51条 労働及び社会保障等の関係する行政部門の職員について、事件受理条件に適合する通報についてこれを受理せず、又は賃金支払いに係る違法行為を発見したのに調査・処理せず、さらにその他の職権を濫用し、又は私情にとらわれて不正行為をし、職務を懈怠した行為があった場合には、法により行政処分をする。犯罪の嫌疑がある場合には、司法機関に移送して法により処理する。

第 52 条 この条例において次に掲げる用語は、各号に定める意義を有する。

- (1) 「正常な労働」とは、労働者が法定労働時間又は法により締結した労働契約に約定された労働時間内に労働義務を履行したことをいう。
- (2) 「賃金の控除」とは、本規定第 19 条所定の事由を除き、雇用単位が正常な労働を提供した労働者に賃金（時間外労働賃金を含む。以下同様。）を支払わず、又は満額により賃金を支払わない行為をいう。
- (3) 「理由なくしての賃金の支払遅延」とは、自然災害等の不可抗力及び制度改正を実施した雇用単位を除き、雇用単位が期限を延長して賃金を支払う期間が 30 日を超える行為をいう。
- (4) 「労働組合組織」とは、雇用単位が法により設立した労働組合組織及びその上級の労働組合組織をいう。

第 53 条 労働者の 1 日当たりの賃金は、国の労働時間制度の規定に従い、毎月の平均労働時間 20.92 日により換算し、1 時間当たりの賃金は、1 日当たりの賃金に従い 8 時間で除して計算する。

第 54 条 本規定は、2006 年 10 月 1 日から施行する。